



宮 崎 県 公 報

平成23年 6 月20日 (月曜日) 第 2295 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課）	1
○生活保護法に基づく施術者の指定……………（ ” ）	1
○保安林の指定予定の通知……………（自然環境課）	1
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商業支援課）	1
○基本測量の実施の通知……………（管理課）	2

教育委員会規則

○宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	2
---------------------------------------------------	---

教育委員会公告

○宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技の実施……………	3
-----------------------------------------------	---

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………	4
---------------------------	---

県議会告示

○県議会のあり方に関する検討委員会規程……………	5
--------------------------	---

告 示

宮崎県告示第 530号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ケアサポートエム合同会社	宮崎県北諸県郡三股町餅原1238番地	デイサービス餅原	宮崎県北諸県郡三股町餅原1238番地	平成23年 4 月 1 日

宮崎県告示第 531号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木 俵 勝 路 (有限会社 エイミーメディカルサポート)	宮崎県延岡市中町 2 丁目 2 -24	平成23年 3 月 1 日

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市佐土原町上田島字百貫地 768-2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店
西都市大字右松字三反田2134番 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

<p>人にあつては代表者の氏名 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 北東側建物南東側 (No. 1)</td><td>143台</td></tr> <tr><td>南西側建物北西側 (No. 2)</td><td>30台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>173台</td></tr> <tr><td>(変更後) 北東側建物南東側 (No. 1)</td><td>135台</td></tr> <tr><td>南西側建物北西側 (No. 2)</td><td>38台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>173台</td></tr> </table> <p>② 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 北東側建物南西側 (No. 1)</td><td>45㎡</td></tr> <tr><td>南西側建物北西側 (No. 2)</td><td>32㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>77㎡</td></tr> <tr><td>(変更後) 北東側建物南西側 (No. 1)</td><td>45㎡</td></tr> <tr><td>南西側建物北西側 (No. 2)</td><td>32㎡</td></tr> <tr><td>南西側建物北東側 (No. 3)</td><td>50㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>127㎡</td></tr> </table> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="0"> <tr><td>ナチュラル株式会社</td><td>(変更前) 開店時刻 午前9時</td><td>閉店時刻 午後11時</td></tr> <tr><td></td><td>(変更後) 24時間</td><td></td></tr> <tr><td>マックスバリュ九州株式会社</td><td>(変更無) 24時間</td><td></td></tr> </table> <p>② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 荷さばき施設 (No. 1)</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No. 2)</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr><td>(変更後) 荷さばき施設 (No. 1)</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No. 2)</td><td>24時間</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No. 3)</td><td>24時間</td></tr> </table> <p>4 変更する年月日 平成23年6月10日（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、荷さばき施設にお</p>	(変更前) 北東側建物南東側 (No. 1)	143台	南西側建物北西側 (No. 2)	30台	合計	173台	(変更後) 北東側建物南東側 (No. 1)	135台	南西側建物北西側 (No. 2)	38台	合計	173台	(変更前) 北東側建物南西側 (No. 1)	45㎡	南西側建物北西側 (No. 2)	32㎡	合計	77㎡	(変更後) 北東側建物南西側 (No. 1)	45㎡	南西側建物北西側 (No. 2)	32㎡	南西側建物北東側 (No. 3)	50㎡	合計	127㎡	ナチュラル株式会社	(変更前) 開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後11時		(変更後) 24時間		マックスバリュ九州株式会社	(変更無) 24時間		(変更前) 荷さばき施設 (No. 1)	午前6時～午後10時	荷さばき施設 (No. 2)	午前6時～午後10時	(変更後) 荷さばき施設 (No. 1)	午前6時～午後10時	荷さばき施設 (No. 2)	24時間	荷さばき施設 (No. 3)	24時間	<p>て荷さばきを行うことができる時間帯) 平成24年2月10日（駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積）</p> <p>5 変更する理由 営業施策のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年6月9日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成23年6月20日から平成23年10月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成23年6月20日から平成23年10月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。</p> <p>平成23年6月20日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 基本測量（基準点測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西米良村、椎葉村、美郷町、高千穂町、五ヶ瀬町</p> <p>3 作業期間 平成23年7月4日から平成24年3月5日まで</p>
(変更前) 北東側建物南東側 (No. 1)	143台																																													
南西側建物北西側 (No. 2)	30台																																													
合計	173台																																													
(変更後) 北東側建物南東側 (No. 1)	135台																																													
南西側建物北西側 (No. 2)	38台																																													
合計	173台																																													
(変更前) 北東側建物南西側 (No. 1)	45㎡																																													
南西側建物北西側 (No. 2)	32㎡																																													
合計	77㎡																																													
(変更後) 北東側建物南西側 (No. 1)	45㎡																																													
南西側建物北西側 (No. 2)	32㎡																																													
南西側建物北東側 (No. 3)	50㎡																																													
合計	127㎡																																													
ナチュラル株式会社	(変更前) 開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後11時																																												
	(変更後) 24時間																																													
マックスバリュ九州株式会社	(変更無) 24時間																																													
(変更前) 荷さばき施設 (No. 1)	午前6時～午後10時																																													
荷さばき施設 (No. 2)	午前6時～午後10時																																													
(変更後) 荷さばき施設 (No. 1)	午前6時～午後10時																																													
荷さばき施設 (No. 2)	24時間																																													
荷さばき施設 (No. 3)	24時間																																													

教育委員会規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年6月20日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会規則第3号

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与の申請)</p> <p>第2条 修学奨励資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、修学奨励資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第2条 修学奨励資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、<u>修学奨励資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県教育委員会（以下「県教育委員</u></p>

会」という。)に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(保証人)

第 4 条 [略]

2 [略]

会」という。)に提出しなければならない。ただし、第 1 号に掲げる書類については、災害等のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(1)・(2) [略]

(保証人)

第 4 条 [略]

2 [略]

3 前 2 項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情がある場合は、条例第 5 条第 1 項の保証人は、父又は母のみとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成23年 6 月 20 日

宮崎県教育研修センター所長 有 枝 定 幸

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務
- (2) 業務の特質等 宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 納入期限 平成23年12月26日
- (4) 契約期間 平成24年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで(60 月)

2 契約に係る特約事項

- (1) この企画提案競技に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日に属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器、又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)の者であり、かつ、次のアからオまでの要件をすべて満たす者とする。

- ア この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- イ 事業税が完納されている者であること。
- ウ 営業実績があり、経営が安定していると認められる者であること。
- エ このシステムと同種又は同等規模以上の納入実績を有している者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっ

ては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育研修センター総務課
- (2) 期間 平成23年 6 月 20 日(月)から平成23年 7 月 25 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 企画提案競技説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育研修センター総務課
- (2) 期間 平成23年 6 月 20 日(月)から平成23年 7 月 25 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 企画提案競技説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県教育研修センター A34
宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 729
- (2) 日時 平成23年 7 月 1 日(金)午後 1 時 30 分

7 参加資格申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課
- (2) 提出期限 平成23年 7 月 25 日(月)午後 5 時 00 分
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

8 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに上記 3 の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

9 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育研修センター総務課
- (2) 提出期限 平成23年 8 月 1 日(月)午後 5 時 00 分
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

10 構築及び運用予定事業者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務選定委員会を経て構築及び運用予定業者を選定するものとする。

11 企画提案競技に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育研修センター総務課 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 729 郵便番号 880-0835 電話番号 0985-24-3122

12 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機構(WTO)に

基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (4) その他、この企画提案競技に関する詳細は、宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務企画提案競技説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be required : Establishment and operation management of the Miyazaki Education Information service network system
- (2) Deadline for the submission of proposals : 5:00PM 1 August 2011
- (3) Contact point for the notice : Miyazaki Prefectural Education Center 4276-729 Maehama Awakigahara Miyazaki City, 880-0835 Japan. TEL : 0985-24-3122

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第11号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年 6 月20日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	平成23年 8 月22日(月)から 8 月25 日(木)まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
 宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提 出 日 時
1号警備業務	平成23年 7 月11日(月)から 7 月21日(木)まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

県議会告示

県議会のあり方に関する検討委員会規程をここに公表する。

平成23年6月20日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

宮崎県議会告示第7号

県議会のあり方に関する検討委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）第120条第4項の規定に基づき、県議会のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この委員会は、県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、副議長及び議会運営委員会の委員とする。

（座長）

第4条 委員会に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、原則として委員全員が出席して開くものとする。

3 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

4 委員会の会議は、その決定で非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、議会事務局議事課において処理する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行し、平成23年6月15日から適用する。

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。